

議会タブレット端末導入事業仕様書

1. 件 名 議会タブレット端末導入事業

2. 履行場所 基山町役場内の指定する場所

3. 仕様内容 別紙「要求仕様書」のとおり

4. 契約期間 契約締結の翌日から令和11年2月28日まで（長期継続契約）

5. 使用期間 令和8年3月1日から令和11年2月28日まで
(タブレット端末及びデータ通信)

6. 納入期限 令和8年2月27日

7. その他

- (1) 導入形態は、タブレット端末本体（追加アプリケーション使用経費を含む）及びデータ通信の提供とし、使用期間終了後は端末の返却を行うとともにデータ通信契約の自動更新を行わない。
- (2) 納入の際は、作業手順等について、事前に必ず議会事務局と調整しその指示に従うこと。なお、指定する場所に納入を行うこと。
- (3) 物品の搬入の際に出る不要物（梱包材含む）は特に指定のない場合は持ち帰ること。
- (4) 初期設定費用には新規 Apple ID によるタブレット端末の使用環境設定、追加アプリケーションのインストール及びログイン情報の設定、MDM による管理機能の設定を含む。
- (5) 保証期間は使用期間中とし、正常な使用にも関わらず、物品に不具合が生じた際は、無償修理又は交換を行うこと。また、その他の故障、紛失及び盗難時の補償サービスを提供すること。
- (6) 機器及び通信の障害発生時におけるサポートを迅速に対応できること。このため、佐賀県内又は福岡県内に本店、支店又は営業所を有し、タブレット端末の導入実績を有している事業者であること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項であっても、業務上必要な事項については議会事務局と協議の上、誠意を持って実施すること。